

大 阪 市 環 境 局
局長 井原 優子様

2025年5月29日
大阪市従業員労働組合環境事業支部
支部長 北川 滋雄

自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2025現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。また、長年の退職不補充や任用替えなど、合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めています。そうした経過を踏まえ、2025現業・公企統一闘争においても、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定し、通年的な闘いの強化を図ることとしています。

近年、全国各地で想定の域を超える大規模自然災害が頻発する中、大阪市では、「大阪市地域防災計画」や「大阪市地域防災アクションプラン」を策定し、防災・減災対策を推進しています。さらに、昨年3月に公表された「新・市政改革プラン」では、新たな行政課題として、自然災害の多発化や災害の激甚化等への対応の必要性についても言及されています。しかし、こうした災害対策を推進する一方で、災害の復旧・復興に大きく貢献している技能職員について、将来にわたって直営が必要となる部門においては採用を継続しつつも、職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減を進めていくとしています。

環境局においては、2023年度より2027年度までの5年間を対象に、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」を策定し、持続可能で効率的・効果的な事業運営と地域・市民・事業者との連携強化をめざすとしています。私たちは、直営体制を基本に「質の高い公共サービス」を提供し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが、基礎自治体である大阪市としての、公的役割と責務であると認識しています。そうしたことから、災害時の対応も含め、より質の高い公共サービスの確立を図るため、技能職員が積み重ねてきた、技術・技能・知識・経験を継承していくことは必要不可欠であり、その上で、すべての職域で採用を行うとともに継続した採用を強く求めます。

職従協議会は、以上のような状況を踏まえ、環境局における事業改革や円滑な事業運営に最大限協力する中で、市民の安心安全を守り、公共サービスについては直営を基本としながら、現場力で大阪市政を支えていく決意です。あわせて、組合員が安心して働くことのできる勤務労働条件および業務執行体制の制度を確立するよう要請します。

以上のことから、行政責任を回避することなく市民の視点に立った廃棄物行政を推進するよう、下記の内容について強く要求します。

記

1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害等から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として責任を持って対応を図ること。
2. 「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3. 0」の達成に向けた取り組み内容についての検証と引き続き効率化に向けた課題等、必ず情報提供を行うこと。また、より一層の廃棄物行政の構築に向け、市民の安心安全と質の高い公共サービスを提供するため、現業管理体制の充実・強化を図ること。さらに、組合員の勤務労働条件の改善については、労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
3. 高齢層職員の雇用制度のあり方について、技能職員の業務実態を十分に踏まえ65歳まで安心して働き続けられる職場環境となるよう、引き続き労使で十分な協議を行うこと。
4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件を改善するとともに、55歳以上の昇給再開に向け関係先に働きかけること。また、2級班員制度について受験資格の条件緩和を行うこと。その上で、職務・職責に応じた給与制度となるよう、昇給昇格条件の改善を含め総合的な人事給与制度の構築に向け、合わせて関係先へ働きかけること。
5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、災害発生時には環境事業センターが地域のコントロールタワーとなつての即応力や柔軟な対応が図れるよう機能・権限を構築すること。
6. 減量リサイクルとまち美化の推進とともに、質の高い公共サービスを提供するため、多様化する市民ニーズに応えることのできる業務執行体制の構築と必要な要員を確保すること。
7. 新たな事業や業務内容が大きく変遷していることから、職場実態を踏まえ、特殊勤務手当の支給規則の改正を図ること。
8. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、熱中症対策をはじめ、感染症を含めた予防対策など、現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。
9. 組合員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、各休暇の確実な取得の促進をはじめとした、そこに働く者の労働環境を十分に確保すること。
10. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に見合った作業被服等を貸与すること。また、環境局として災害発災時等に対応しうる被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うこと。
11. 労使関係については法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。

以 上